

たかはま子ども食堂支援推進協議会 運営規約

(名称)

第1条 当会は、たかはま子ども食堂支援推進協議会と称する。

(目的)

第2条 当会は、高浜市内在住の18才未満の子どもたちが、健全に成長している環境づくりのために、様々な団体、グループ等が、ボランティアで生活困窮家庭の子ども等へ栄養バランスのとれた食事を安価で提供する活動（以下、「子ども食堂」という。）を奨励するための補助を行うことを目的とする。

2 前項の目的に賛同する高浜市の市民、企業又は団体等からの寄付を集約するために、当会にこども食堂支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

3 基金は、高浜市の市民、企業又は団体等からの寄付金をもって原資とする。

(活動)

第3条 当会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 子ども食堂の運営に貢献している各種団体、法人、グループなどへの奨励金の交付

(2) 基金への寄付等呼びかける普及啓発活動

(3) その他、目的の達成のために必要な活動

(奨励金の額)

第4条 前条第1号の奨励金の額は、1回の活動につき、2,000円とする。

(設立日)

第5条 当会の設立日は、平成28年4月1日とする。

(所在地)

第6条 当会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の住所地とする。

〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目165番地

(会員)

第7条 当会は、5名以上によって組織する。

2 当会の目的に賛同し、支援協力ができる者については、会長の承認のもと会員となることができる。

(役員)

第8条 当会に下記の役員を置くこととし、会員の互選により定める。

会長 1名

副会長 1名

監事 1名

(代表)

第9条 会長は会を代表し、円滑な運営に努める。副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。

(運営委員会)

第10条 当会は、当会の運営及び基金の管理を円滑に行うため、会長が年1回以上招集して運営委員会を開催するものとし、会長は議長を務める。

2 会長が出席できないときは、副会長が議長を務める。

3 運営委員会の決議は、出席した会員の多数決によって決める。同数の場合は、議長の決定が優先する。

(事務・会計)

第11条 当会の事務は、会長が個人又は団体に委任することができる。委任された個人又は団体は、当会の活動を円滑に遂行するために必要な事務を行う。

2 当会の会計は、前項により委任された個人又は団体の事務担当者が処理する。

3 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

4 監事は、当会の会計を監査する。

(活用)

第12条 基金は、当会の活動にかかる経費に充当する。

(解散)

第13条 当会は、基本財産の滅失その他の事由による当会の目的である事業の成功の不能、その他の事由によって解散する。

2 当会が解散した場合における残余財産は、運営委員会の決議を経て、高浜市内で活動する非営利団体に寄付する。寄付先については、運営委員会が決定する。

(規約改正)

第14条 本会の運営に規約改正が必要な場合は、運営委員会の決議を経て、定める。

(その他)

第15条 この規約に定めることのほか、運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(設立時役員)

1 当会の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時会長

〒

[Redacted]

春田 とし子

設立時副会長

〒

[Redacted]

毛受 芳高

設立時監事

〒

[Redacted]

安蒜 丈範

(施行期日)

2 この規約は、平成28年4月1日から施行する。